

杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議報告書

平成 25 年 3 月

目次

はじめに	1
新しい学校づくりを見つめて（取組の方向性）	2
直面する施策課題	3
1 学校適正規模の確保の必要性と学校の適正配置	
2 小中一貫教育の推進	
3 通学区域について	
4 学校老朽改築計画の検討	
新しい学校づくりへの提言	5
1 地域と連携・協働した新しい学校づくり	
2 今後の取組み	
3 新しい学校づくりが目指すもの	
資料編	
1 杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議設置要綱	8
2 杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議委員名簿	10
3 杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議検討経過	11
4 杉並区立小中学校一覧	12
5 杉並区総人口の推移・人口構成比（平成4～44年）	14
6 昭和50年度の以降の児童・生徒数の推移	15
7 杉並区における学校適正配置取組の経緯	17
8 平成24年度杉並区立小中学校規模別分類表	19
9 建築後50年を迎える学校数（年度別）	20
10 杉並区立学校指定通学区域図	21
11 杉並区における小中一貫教育取組の経緯	23
12 学校規模と学校教育、学校運営	24
13 学校規模によるメリット・デメリット（例）	25
14 小中学校教職員定数配当基準表	26

はじめに

杉並区教育委員会では、平成 24 年 3 月に「杉並区教育ビジョン 2012」(以下「教育ビジョン」という。)を定め、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を今後 10 年間に区が目指す教育の指針としました。同時に「夢に向かい、志をもって、自らの道を拓く人」、「かかわり」を大切にし、「地域・社会・自然と共に生きる人」の 2 つを目指す人間像とし、育みたい力の一つとして「他者の存在を認め、多様な関係を結ぶ力」をあげています。

学齢期は、生活時間の中心が学校となり、教員の指導のもと子ども同士が交流し、学びあい、自分らしさを育てていきます。子どもたちが他者の個性や立場を認め、色々な見方や考え方があることを理解し、活力ある学校生活を過ごすためには適正な学校規模が必要です。

将来にわたる児童・生徒数の動向等を見据え、学校の適正規模を確保して、子どもたちに望ましい教育環境を提供していくための学校適正配置の取組みは、平成 16 年 7 月に杉並区立小中学校適正配置基本方針を定めて開始され、平成 20 年 4 月には、若杉小学校と杉並第五小学校を統合した天沼小学校が開校しました。その後平成 21 年 2 月に杉並区立小中学校適正配置基本方針を改定し、平成 25 年度までは著しく小規模な小中学校を最優先に適正規模化を図っていくこととしています。平成 25 年 4 月に永福南小学校と永福小学校を統合した永福小学校の開校、平成 27 年 4 月には、新泉小学校、和泉小学校、和泉中学校を統合した施設一体型の小中一貫教育校の開校が予定されています。

また、平成 21 年 9 月に杉並区小中一貫教育基本方針を定め、小中学校の校種の違いによる意義を大切にしつつも、それによる様々な課題を克服することを目的に、義務教育 9 年間の枠組みの中で、学びの連続性を保障した教育活動を区立小中学校全校で推進していくことを決めました。さらに、平成 33 年度までの間に建築後 50 年を迎える小中学校は 38 校に至り、どのようにして老朽改築を進めていくか、ということも今後杉並区の教育行政が検討すべき大きな課題となっています。

こういった背景を踏まえ、杉並区教育委員会では、教育ビジョン実現のための方策のひとつとして、従来の杉並区立小中学校適正配置基本方針を発展的に受け継ぎ、小中一貫教育の推進、通学区域の再編や小中学校の老朽改築も視野に入れた「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」(以下「新しい学校づくり推進基本方針」という。)の策定を検討しています。

当会議では、これらの諸問題に関し、総合的に検討し、新しい学校づくり推進基本方針の策定に資するため、平成 24 年 10 月以降 3 回にわたり意見交換を行いました。検討結果について、以下のとおりまとまったので報告します。

新しい学校づくりを見つめて（取組の方向性）

教育ビジョンでは、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を実現するために「学び」と「循環」の重視、「連続性」と「きめ細かさ」の重視、「かかわり」と「つながり」の重視という3つの視点の元、以下の4つの方向で取組みを進めていくこととしています。

- (1) 子どもの豊かな人間性を育てる、より質の高い学校づくりを進めます。
- (2) 家庭・地域・学校をつながり重視した、共に支える教育を進めます。
- (3) 地域と共に歩む「新たな公共空間」としての教育基盤を整えます。
- (4) 生涯にわたる豊かな学びや文化・スポーツ活動等を通じ、誰もが輝く地域づくりを進めます。

当会議における各回の検討の中では、新しい学校づくりも、これらの方向性に沿って取り組んでいくべきとの認識の元、各委員から下記のとおり、多岐な項目にわたって、様々な意見が述べられました。

検討会議で出された主な意見

学校運営協議会委員経験者の意見

【学校を取り巻く地域の役割について】「杉並区がすでに取り組んでいる施策として地域運営学校がある。新しい学校づくりを行っていく際に、その支援をし、その基盤となる学校を取り巻く地域と学校が協力関係を構築できるような仕組みづくりが必要である。」

【通学区域】「小学校と中学校の指定通学区域が一致していないことは、小中一貫教育を推進していくうえで解決すべき課題ではないか。」

P T A 会長の意見

【学校適正規模の必要性】「全学年単学級の学校はおとなしく落ち着いている反面、活気・元気がないと感じる。」「保護者としては、小規模校は勉強以外のところ、友達との触れ合いの機会が少ないところが気になる。また、いじめが発生してもクラス替えができないと逃げ場がない。」

【小中一貫教育】「実際に小中一貫教育を見てみると効果を感じる。」

校長の意見

【学校適正規模の必要性】「単学級で6年間過ごす教科でもスポーツでも子ども間の序列が固まってしまう。」

【小中一貫教育】「小中双方の教員の相互理解が進んだのが現時点での最大の成果である。」

学識経験者の意見

【新しい学校づくりの方向性】「教育ビジョンの目的を実現するために新しい学校づくりの方針を定めていくべきである。」「学校適正配置、小中一貫教育、小中学校の老朽改築との各施策の連動の仕組みをどうつくっていくのが課題である。」「20年後年少人口減は大きい。長期的視野に立った計画が望ましい。」

【老朽改築】「将来的に年少人口の減少が更に進む状況では学校の改築にあたり他施設との複合化も当然視野に入ってくる課題である。」

【小中一貫教育】「義務教育全体として教育を保障していくという観点で小中学校が協働することは理念的に意義がある。」

各意見を踏まえ、新しい学校づくり推進基本方針を定めるにあたっては、児童・生徒の教育環境の向上を第一に考え、学校の適正規模の確保や適正配置、小中一貫教育の推進、通学区域再編の検討や学校の老朽改築計画の策定等を総合化し、連動した仕組みとしていくべきと考えます。

また、将来的に更に年少人口が減少していくことが見込まれる状況や、学校施設の耐用年限等を考慮すると、長期的視野に立った計画が望ましいと考えます。

直面する施策課題

1 学校適正規模の確保の必要性和学校の適正配置

学校規模と学校教育・学校運営の相関性(1)や学校規模によるメリット・デメリット(2)については、各機関で様々な検討がされ、杉並区でも平成 15 年 12 月の「杉並区立学校適正規模検討委員会答申」で指摘されてきたところです。当会議では、以下に掲げる理由により小中学校共に最低限全学年でクラス替えができる規模が必要だと考えます。

中学校の場合には部活動や教員配置数から、より大きな規模が望ましくはありますが、通学距離や国私立への進学率が高い杉並区の実情を勘案すると、「杉並区立小中学校適正配置基本方針」で定める小学校は全学年で 12～18 学級、中学校は 9～12 学級という適正規模は妥当であると考えます。

また、1 学級あたりの児童・生徒数に係る編制基準は今後も変化していく可能性があるため、適正規模を考える目安は学校全体の児童生徒総数ではなく学級数であると考えます。

<適正規模確保の理由>

1. 豊かな人間性を育てていくうえでの留意点

著しく小規模な学校では、児童・生徒の社会性・協調性を培う面で不安が大きい。

単学級では、教科でもスポーツでも学校生活の中での人間関係が固定してしまうおそれがある。クラス替えにより、新たに児童・生徒が目標を持つ機会を作る必要がある。

また、同一集団で過ごす時間が長くなると、児童・生徒の相互理解が深まる反面、あえてリーダーシップを発揮する必要性が求められる機会が少ない。

単学級では人間関係にトラブルが発生した場合、クラス替え等による環境の改善が行えない。

学校行事等でクラス対抗が出来ることにより、クラスの団結力が深まるきっかけになるが単学級ではそういった機会が持てない。より充実した学校生活を送るためには 1 学年に 2～3 クラスあることが望ましい。

2. より質の高い学校づくりを行っていくうえでの留意点

一定規模がある学校では、多様な指導形態を採ることが可能であり、少人数の方が有効な指導とある程度の人数規模を必要とする指導を併せて実施できるが、小規模校では後者の指導ができない。一般的に小規模校教育の良さと言われているものは小規模校でなければ実施できないものではない。

教員定数配当基準から小規模な中学校では同教科に複数教員の配置ができず単学級の学年がある小学校では同学年に複数の教員の配置ができないため、小規模な学校では、教員同士が指導方法や教材研究などについて切磋琢磨する機会が少ない等、教員に対する適切な指導・運営体制がとりづらい。(3)

公立校における教育環境を平等に保つことは必要であり、学校によって規模の差異が大きいことは望ましくない。

平成 20 年に統合された天沼小学校の事例を見ると、適正規模になり、児童の学習環境も充実している。

- 1 資料編 12 学校規模と学校教育、学校運営（総務庁監察局編『小・中学校を巡る教育行政の現状と課題 義務教育諸学校等に関する行政監察結果から』（1992 年）
- 2 資料編 13 学校規模によるメリット・デメリット（例）（平成 20 年 12 月 2 日中央教育審議会 初等中等教育分科会 小中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会第 8 回資料）
- 3 資料編 14 小中学校教職員定数配当基準表（平成 24 年教職員定数配当基準表より抜粋）

最後に長期的な課題ではありますが、学校間の距離、子どもの分布、児童・生徒の推計等を考慮し、区全域を見据えた学校の適正配置を進めていくことも重要な視点であると考えます。

2 小中一貫教育の推進

教育ビジョンで言及している「連続性」と「きめ細かさ」を重視し、義務教育全体として 9 年間の学びをつなぎ、切れ目のない教育を保障していくという観点から小中一貫教育には意義があると考えます。交流活動等の進展により小中学校教員同士の相互理解が進み、協働がなされる仕組みづくりができたのが現時点での大きな成果であり、引き続き 9 年間を見通した指導がなされるよう新たな取組みを試み、様々な可能性を模索していくべきと考えます。

小中一貫教育の実践を通じて児童・生徒が自分の持ち味を見つけ、自ら学び、考え、判断し行動する力や他者の存在を認め多様な関係を結ぶ力を育てる中で、よりよく生きていくために必要な人生の基盤をつくっていくことが望ましい姿です。

小中学校の連携は、分離型、併設型といった様々な形態を活用し、今後もより一層の継続を目指すべきですが、地域毎の特性に応じて、条件が整った場合に施設一体型小中一貫教育校の設置の検討を行っていくべきであると考えます。

また、小中学校が一貫した教育を行っていくために、学校間の距離や地域特性等を考慮しながら進めていく必要があると考えます。

3 通学区域について

教育ビジョンでは、家庭と地域と学校が信頼関係を育むことで、学校を核とした地域の絆を深め、地域と学校のつながりを重視した、共に支える教育を進めていくこととしています。このことを考慮すると、通学区域は基本的に学校までの通学距離や安全への配慮がなされ、町会・自治会等の区域とも概ね整合性がとれていることが望ましいと考えます。加えて杉並区で全区的に取り組んでいる小中一貫教育の進捗も併せて考慮していくことを提言します。

また、通学区域を検討する際に、地域の子育てや教育の担い手である青少年育成委員会や地域教育連絡協議会等との整合性にも配慮すべきであると考えます。

4 学校老朽改築計画の検討

教育ビジョンでは、学校を地域と共に歩む「新たな公共空間」として位置づけ、施設・設備等の環境を整えていくこととしています。

今後、老朽化対策が必要な学校の増加が見込まれるため、良好な教育環境の維持・向上を図るためには、学校の計画的な老朽改築を検討していく必要があります。

学校の老朽改築には1校あたり概ね30億円程度のコストが見込まれ、多くの学校が同時期に耐用年限を迎えることを考慮すると、すべてを一斉に建て替えることは不可能であるため、築50年以上経過した学校から計画的に順次改築を検討していく必要があると考えます。同時に今後取り組んでいく長期的なスパンでの学校の適正配置も視野に入れ、教育環境において著しい差が出ないように配慮が必要です。

また、財政状況を十分に考慮し、既存建物については適切な予防保全・維持管理に努めながら建物の延命化を図るとともに新泉・和泉地区の施設一体型小中一貫教育校設置計画の事例に見られるような改築と改修を組み合わせた設計も考慮し、建設コストの縮減に取り組む必要があります。

さらに、新しい学校づくりは、学校を取り巻く地域全体の活性化につながることを意識し、区民ニーズや行政サービスの向上への寄与を考慮するなど他の区施設と学校との複合建築も視野に入れつつ取り組んでいくことが望ましいと考えます。

新しい学校づくりへの提言

1 地域と連携・協働した新しい学校づくり

地域・学校のつながりを重視した共に支える教育を進めていくためにも地域との協働は不可欠であり、従来から取り組んでいる地域運営学校や学校支援本部をより拡充させて、新しい学校づくりと関連づけ、地域コミュニティの形成をさらに促進させるような仕組みを検討する必要があります。

地域コミュニティの中核としての学校施設と、地域の協力を得て進められるその運営の両方が相まって理想的な学校ができます。

また、従来の町会・自治会の区域や小中学校の通学区域を越えたより広範な区域で地域との協働を考えていくことも将来的な課題ではないかと考えます。

そのような考え方のもと、次の手順に従い新しい学校づくりを進めることが必要です。

- (1)新しい学校づくりは、適正規模化が必要な学校のみの問題ではなく、その周辺校を取り巻く複数校が存する地域全体に係る問題であるので、関わりのある学校関係者、地域関係者と十分な意見交換のうえ取り組んでいくべきであると考えます。
- (2)従来のように教育委員会と学校関係者、地域関係者との意見交換を十分に行うことに加え、学校関係者、地域関係者相互が定期的に意見交換を行う場を設けることも有効な手段と考えます。
- (3)新しい学校づくりの個別・具体的な検討にあたっては、公平な判断を行うため、対象となる学校の学校関係者・地域関係者だけではなく、学識経験者等の第三者の参画も必要だと考えます。

新しい学校づくりは杉並区教育委員会の「いいまちはいい学校を育てる～学校づくりはまちづくり」という考え方のもとに、教育ビジョンの指針である「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を実現するために取り組んでいくべきです。

2 今後の取組み

- (1)まず第一に、新しい学校づくりに取り組んでいくうえで優先的に対応が必要なのは、著しく小規模化した学校(小学校は全学年で7学級以下、中学校は全学年で4学級以下)の適正規模化であると考えます。
- (2)同時に学校の老朽改築の優先度を考慮しつつ、児童・生徒数の推移を見据えて、適正規模に満たない学校が複数隣接して存在する地域にも目を向け、新しい学校づくりに取り組んでいくことが必要と考えます。
- (3)取組みにあたっては、地域も教育の重要な担い手であることを考慮し、学校を支える基盤である地域と杉並区教育委員会は十分な意見交換を行い、地域の学校のことは地域自らもその役割に応じて考えていく、といった土壌づくりも重要だと考えます。学校づくりに参加することにより、地域の住民もまちづくりへの参加意識を持つことができ、地域のことを考えることができると考えます。

3 新しい学校づくりが目指すもの

学校の適正規模を確保して、より望ましい教育環境を提供することにより、さらに質の高い新しい学校づくりを促進するとともに、小中一貫教育の実践を通じて、子どもたちが長い人生を自ら自信をもって切り拓き、自ら考え、判断し、表現する力を育てていくことが必要です。

また、長期的な視野に立った学校の適正配置や、学校老朽改築計画の検討、地域の実情や教育内容等に応じた通学区域等の検討を行うことにより、良好な教育基盤を整えていくべきだと考えます。

現在杉並区では、多くの施設が建替時期を迎える中で、学校施設のみならず、すべての区立施設の再編・整備につき検討を行っているところですが、様々な検討を経て、コミュニティの核である学校に今以上に人が集い、地域と共に歩む「新たな公共空間」として生まれ変わることを願っています。

資料編

- 1 杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議設置要綱
- 2 杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議委員名簿
- 3 杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議検討経過
- 4 杉並区立小中学校一覧
- 5 杉並区総人口の推移・人口構成比（平成4～44年）
- 6 昭和50年度の以降の児童・生徒数の推移
- 7 杉並区における学校適正配置取組の経緯
- 8 平成24年度杉並区立小中学校規模別分類表
- 9 建築後50年を迎える学校数（年度別）
- 10 杉並区立学校指定通学区域図
- 11 杉並区における小中一貫教育取組の経緯
- 12 学校規模と学校教育、学校運営
- 13 学校規模によるメリット・デメリット（例）
- 14 小中学校教職員定数配当基準表

1 杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議設置要綱

平成 24 年 10 月 31 日

24 杉教第 7181 号

(設置)

第1条 杉並区立小学校及び中学校(杉並区立学校設置条例(昭和35年杉並区条例第1号)に定める小学校及び中学校をいう。)の新しい学校づくりについて、将来にわたる児童・生徒数の動向等を見据え、地域ごとの状況に応じた学校の統合、施設整備及び学校の指定通学区域等に関する諸問題を総合的に検討するため、杉並区立小中学校新しい学校づくり検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新しい学校づくりに関すること。
- (2) その他新しい学校づくりに関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 学校運営協議会委員 1名
- (3) 杉並区立小学校PTA連合協議会代表 1名
- (4) 杉並区立中学校PTA協議会代表 1名
- (5) 杉並区立小学校長 1名
- (6) 杉並区立中学校長 1名
- (7) 教育委員会事務局学校教育担当部長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事項に関する報告を行ったときまでとする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(議長及び副議長)

第5条 検討会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選による。
- 3 議長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副議長は、委員のうちから議長が指名する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 議長は、必要に応じて検討会議を招集し、検討会議を主宰する。

- 2 検討会議は、公開とする。ただし、出席者の過半数で決定したときは非公開とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 検討会議の事務を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 幹事長 教育委員会事務局次長

(2) 幹事 教育委員会事務局庶務課長

教育委員会事務局学務課長

教育委員会事務局学校支援課長

教育委員会事務局学校整備課長

杉並区立済美教育センター所長

杉並区立済美教育センター統括指導主事

3 幹事長は、幹事会を招集し、会務を掌理する。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局学校教育担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月31日から施行する。

2 検討会議委員名簿

選出区分	氏名	備考
学識経験者	葉養 正明	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
学識経験者	藤井 穂高	東京学芸大学教授
学校運営協議会委員	楠本 博志	天沼小学校学校運営協議会会長
杉並区立小学校 PTA 連合協議会代表	板谷 誠一	沓掛小学校 PTA 会長 杉並区立小学校 PTA 連合協議会会長
杉並区立中学校 PTA 協議会代表	江口 由利子	和泉中学校 PTA 会長 杉並区立中学校 PTA 協議会会長
杉並区立小学校長	邊見 公子	桃井第二小学校長 小学校長会長
杉並区立中学校長	小松崎 浩	荻窪中学校長 中学校長会長
教育委員会事務局職員	玉山 雅夫	学校教育担当部長

3 検討経過

第1回

日 時	平成 24 年 10 月 31 日 (水) 午後 2 時 ~ 4 時
場 所	杉並区役所 中棟 第 2 委員会室
出席者	検討会議委員 8 名 区関係職員 13 名
議題等	1 開会あいさつ 2 委員等自己紹介 3 議長・副議長の選出 4 議題 (1) 杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針の策定について (2) 新しい学校づくり検討会議について (3) 杉並区における新しい学校づくりの背景・取組経緯について 5 その他

第2回

日 時	平成 24 年 12 月 14 日 (金) 午後 2 時 ~ 4 時
場 所	杉並区役所 中棟 第 2 委員会室
出席者	検討会議委員 8 名 区関係職員 13 名
議題等	1 杉並区における小中学校の新しい学校づくりについて 2 その他

第3回

日 時	平成 25 年 1 月 29 日 (火) 午前 10 時 ~ 12 時
場 所	杉並区役所 東棟 教育委員会室
出席者	検討会議委員 8 名 区関係職員 11 名
議題等	1 杉並区における小中学校の新しい学校づくりについて 2 その他

4 杉並区立小中学校一覽

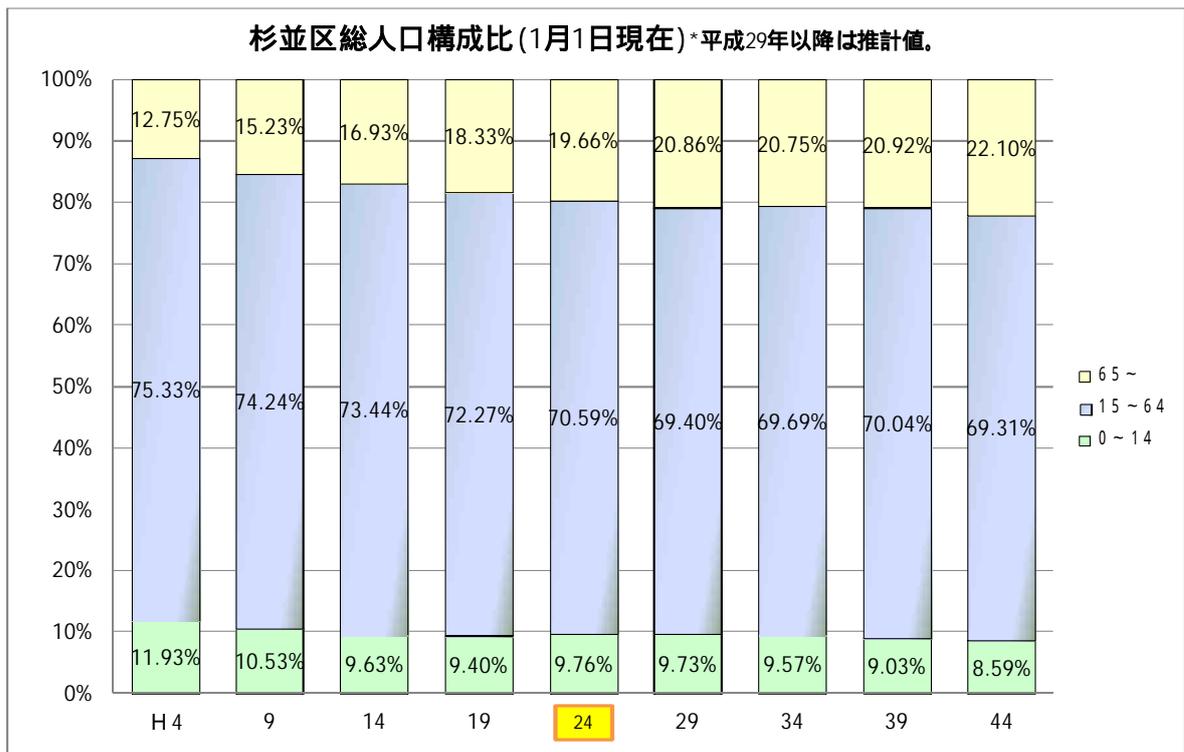
平成24年5月1日現在

小学校	児童・学級数		改築年度	改築後55年 経過年度	敷地面積	学区面積	
	児童数	学級数					
1	杉並第一	443	15	昭和32年	平成24年	5,599 m ²	0.48 km ²
2	杉並第二	562	20	昭和35年	平成27年	10,781 m ²	1.2 km ²
3	杉並第三	241	9	昭和47年	平成39年	9,905 m ²	0.5 km ²
4	杉並第四	253	10	平成4年	平成59年	8,674 m ²	0.42 km ²
5	杉並第六	310	12	昭和39年	平成31年	9,162 m ²	0.56 km ²
6	杉並第七	290	12	昭和41年	平成33年	8,808 m ²	0.6 km ²
7	杉並第八	139	6	昭和42年	平成34年	8,857 m ²	0.61 km ²
8	杉並第九	322	12	昭和45年	平成37年	8,843 m ²	0.76 km ²
9	杉並第十	306	12	昭和61年	平成53年	10,000 m ²	0.69 km ²
10	西田	563	19	昭和42年	平成34年	12,353 m ²	0.95 km ²
11	東田	197	7	昭和47年	平成39年	7,714 m ²	0.44 km ²
12	馬橋	479	17	昭和47年	平成39年	9,814 m ²	0.63 km ²
13	桃井第一	698	23	昭和39年	平成31年	11,652 m ²	0.93 km ²
14	桃井第二	521	18	昭和40年	平成32年	8,913 m ²	0.84 km ²
15	桃井第三	502	18	昭和40年	平成32年	6,764 m ²	0.43 km ²
16	桃井第四	598	19	昭和40年	平成32年	8,153 m ²	1.21 km ²
17	桃井第五	578	20	平成6年	平成61年	9,095 m ²	0.94 km ²
18	四宮	679	23	昭和47年	平成39年	12,039 m ²	1.15 km ²
19	荻窪	686	22	平成21年	平成76年	11,022 m ²	1.02 km ²
20	井荻	290	12	昭和47年	平成39年	9,061 m ²	0.65 km ²
21	沓掛	601	20	昭和44年	平成36年	11,909 m ²	0.86 km ²
22	高井戸	589	19	昭和57年	平成49年	10,864 m ²	1.14 km ²
23	高井戸第二	572	19	平成26年	平成81年	12,356 m ²	1.05 km ²
24	高井戸第三	386	14	昭和39年	平成31年	10,166 m ²	0.96 km ²
25	高井戸第四	187	7	昭和45年	平成37年	7,837 m ²	0.65 km ²
26	松庵	460	17	昭和46年	平成38年	10,150 m ²	0.82 km ²
27	浜田山	699	24	昭和41年	平成33年	11,343 m ²	0.96 km ²
28	富士見丘	302	12	昭和42年	平成34年	9,488 m ²	1.18 km ²
29	大宮	272	10	昭和41年	平成33年	7,983 m ²	0.74 km ²
30	新泉	179	7	昭和46年		7,933 m ²	0.47 km ²
31	堀之内	446	16	昭和40年	平成32年	7,916 m ²	0.73 km ²
32	和田	421	15	昭和40年	平成32年	10,487 m ²	0.64 km ²
33	方南	435	16	昭和58年	平成50年	10,338 m ²	0.51 km ²
34	永福	463	16	昭和45年	平成37年	11,136 m ²	0.78 km ²
35	済美	275	10	昭和43年	平成35年	9,310 m ²	0.55 km ²
36	八成	522	19	昭和45年	平成37年	10,791 m ²	0.76 km ²
37	三谷	476	18	昭和41年	平成33年	11,426 m ²	0.76 km ²
38	松ノ木	220	9	昭和44年	平成36年	10,553 m ²	0.89 km ²
39	和泉	362	13	平成27年	平成82年	8,835 m ²	0.65 km ²
40	高井戸東	514	18	昭和48年	平成40年	8,572 m ²	1.25 km ²
41	久我山	375	13	昭和53年	平成45年	9,539 m ²	0.85 km ²
42	永福南	72	6	昭和62年		10,738 m ²	0.77 km ²
43	天沼	418	14	平成22年	平成77年	6,661 m ²	1.04 km ²

平成24年5月1日現在

中学校		児童・学級数		改築年度	改築後55年 経過年度	敷地面積	学区域面積
		児童数	学級数				
1	高円寺	147	6	昭和39年	平成31年	11,256 m ²	0.9 km ²
2	高南	119	4	昭和45年	平成37年	10,226 m ²	1.07 km ²
3	杉森	348	10	昭和50年	平成42年	11,900 m ²	1.11 km ²
4	阿佐ヶ谷	185	6	昭和64年	平成56年	6,954 m ²	1.16 km ²
5	東田	289	9	昭和42年	平成34年	16,742 m ²	1.79 km ²
6	松溪	285	9	平成22年	平成77年	14,223 m ²	1.59 km ²
7	天沼	317	9	昭和35年	平成27年	10,694 m ²	1.42 km ²
8	東原	196	6	昭和43年	平成35年	13,194 m ²	1.12 km ²
9	中瀬	276	8	昭和35年	平成27年	11,239 m ²	1.58 km ²
10	井荻	405	12	平成11年	平成66年	11,837 m ²	1.9 km ²
11	井草	430	12	平成23年	平成78年	14,049 m ²	2.3 km ²
12	荻窪	209	7	昭和42年	平成34年	9,673 m ²	1.31 km ²
13	神明	378	11	昭和36年	平成28年	8,226 m ²	1.16 km ²
14	宮前	248	7	昭和55年	平成47年	11,594 m ²	1.4 km ²
15	富士見丘	234	8	昭和48年	平成40年	9,916 m ²	2.15 km ²
16	高井戸	389	11	昭和58年	平成50年	13,574 m ²	2.33 km ²
17	向陽	313	10	昭和41年	平成33年	16,851 m ²	1.96 km ²
18	松ノ木	178	6	昭和40年	平成32年	13,760 m ²	1.32 km ²
19	大宮	124	5	昭和40年	平成32年	14,338 m ²	1.52 km ²
20	泉南	201	7	昭和53年	平成45年	11,601 m ²	0.96 km ²
21	和田	453	12	昭和46年	平成38年	13,316 m ²	0.95 km ²
22	和泉	87	4	昭和59年	平成51年	9,261 m ²	1.32 km ²
23	西宮	355	11	昭和36年	平成28年	10,808 m ²	1.7 km ²

5 杉並区総人口の推移・人口構成比（平成4～44年）



6 昭和50年度以降の児童・生徒数の推移

各年度5月1日現在の児童・生徒数

学校名/年度	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	MAX	MIN	減少率	
1 杉並第一	690	675	688	709	702	666	664	638	608	559	579	545	493	478	450	430	384	374	349	307	307	293	291	275	262	237	213	209	234	252	268	302	319	353	354	393	424	443	709	209	29.5%	
2 杉並第二	1072	1102	1110	1111	1102	1067	1061	1077	1054	979	934	858	816	766	696	667	632	627	606	570	555	559	527	528	521	497	520	507	499	473	496	523	519	532	555	607	606	562	1111	473	42.6%	
3 杉並第三	757	762	753	732	778	818	791	750	701	668	646	594	542	515	500	514	498	481	435	433	403	361	335	328	300	288	277	280	259	268	287	285	281	291	296	286	253	241	818	241	29.5%	
4 杉並第四	637	646	638	646	665	636	588	534	510	474	416	381	352	344	329	311	299	297	293	285	283	268	269	242	217	196	202	196	197	194	166	183	196	215	228	242	256	253	665	166	25.0%	
5 杉並第五	876	892	866	864	834	784	759	738	700	682	654	600	540	520	485	455	431	432	402	380	376	383	350	343	340	343	346	332	336	322	307	290	272	-	-	-	-	-	-	892	272	30.5%
6 杉並第六	862	872	866	815	805	788	772	726	704	666	619	592	545	512	486	471	458	432	451	448	431	408	406	428	409	398	381	360	357	337	338	322	332	331	303	315	317	310	872	303	34.7%	
7 杉並第七	765	778	764	734	720	703	721	665	639	605	584	537	467	456	444	408	401	384	364	337	308	292	293	275	259	255	250	249	244	237	246	240	246	254	256	266	287	290	778	237	30.5%	
8 杉並第八	837	794	761	762	764	752	751	728	717	660	584	540	512	479	438	402	376	361	327	319	315	325	321	307	292	273	269	252	233	228	215	181	160	149	148	130	133	139	837	130	15.5%	
9 杉並第九	1010	1035	1054	1092	1120	1138	1109	1061	1028	1001	968	914	871	843	768	716	702	703	678	608	589	542	542	507	475	478	455	440	401	387	378	363	348	325	316	303	302	322	1138	302	26.5%	
10 杉並第十	684	652	655	673	709	673	635	594	551	511	465	577	609	597	590	585	560	559	549	555	536	511	508	503	468	467	466	468	460	458	452	433	404	387	356	318	308	306	306	709	306	43.2%
11 荻 荻	544	553	545	587	614	611	593	566	562	525	495	452	426	386	374	359	336	299	273	262	254	230	230	242	228	211	179	173	167	147	127	111	103	-	-	-	-	-	-	614	103	16.8%
12 西 田	1276	1221	1189	1282	1269	1304	1240	1234	1167	1107	1023	988	924	857	808	751	705	671	659	622	602	582	555	558	539	539	543	530	524	517	526	561	519	540	550	574	591	563	1304	517	39.6%	
13 東 田	765	780	796	780	758	743	693	637	583	563	530	515	465	434	414	390	363	342	360	344	326	315	303	304	284	285	292	288	287	277	266	246	223	207	193	189	195	197	796	189	23.7%	
14 馬 橋	916	918	913	897	878	855	846	810	812	782	738	714	705	670	651	631	609	591	556	553	539	533	509	481	468	462	495	514	508	527	535	543	532	508	497	503	492	478	918	462	50.3%	
15 桃井第一	1027	1038	1035	1007	1027	1042	1014	981	953	915	870	811	772	741	739	740	702	690	664	645	606	534	512	504	494	491	477	487	484	489	517	541	543	593	633	659	686	698	1042	477	45.8%	
16 桃井第二	866	825	839	891	913	898	847	821	814	783	723	712	628	618	575	565	552	609	581	573	549	514	485	470	452	442	445	480	499	489	519	547	578	561	559	564	535	521	913	442	48.4%	
17 桃井第三	754	746	734	687	681	673	647	627	596	567	536	489	439	410	403	379	401	364	342	342	335	325	311	303	309	296	288	311	326	360	380	404	432	448	443	453	471	502	754	288	38.2%	
18 桃井第四	818	847	910	906	920	912	875	811	789	736	680	670	626	635	630	635	661	673	689	649	685	672	648	644	620	610	608	612	624	624	622	609	577	568	586	605	601	598	920	568	61.7%	
19 桃井第五	1035	1044	1039	1054	1006	1007	985	968	929	871	854	791	758	713	680	686	671	665	631	622	650	627	628	618	626	609	589	598	610	610	632	655	673	668	613	614	608	578	1054	578	54.8%	
20 四 宮	776	835	847	867	895	924	927	877	844	820	802	793	763	739	736	712	701	693	711	715	715	705	683	652	646	625	650	635	664	666	684	704	690	709	678	681	671	679	927	625	67.4%	
21 荻 窪	810	836	824	813	820	845	745	703	683	649	651	645	626	613	579	580	598	601	582	574	590	547	532	517	519	532	521	528	519	537	521	550	550	566	603	668	682	686	845	517	61.2%	
22 井 荻	736	779	779	775	812	824	770	742	699	667	624	582	575	552	532	511	513	508	477	452	424	396	372	364	356	362	360	344	325	306	329	315	301	298	304	313	302	290	824	290	35.2%	
23 荻 掛	864	881	895	940	952	950	935	896	885	813	756	696	665	645	624	607	590	575	563	573	548	550	535	547	533	553	526	506	509	549	539	552	609	653	673	637	636	601	952	506	53.2%	
24 高井戸	938	952	956	842	818	852	858	866	869	843	813	765	715	658	604	574	524	501	496	502	473	450	428	430	412	401	404	384	360	353	354	394	414	436	519	573	589	956	353	36.9%		
25 高井戸第二	1401	1409	1401	957	877	859	820	779	744	728	674	646	598	584	582	580	572	561	557	561	526	496	495	472	455	431	443	460	468	483	508	545	554	541	554	557	576	572	1409	431	30.6%	
26 高井戸第三	1074	1120	1134	1140	1153	1151	1130	1061	1024	983	915	858	711	675	619	583	572	561	522	508	512	500	474	457	441	405	396	374	370	366	356	381	373	384	399	397	403	386	1153	356	30.9%	
27 高井戸第四	869	882	892	903	940	915	837	780	719	710	674	654	629	592	576	535	498	489	458	418	410	381	338	328	310	322	328	356	347	332	322	318	314	281	262	232	212	187	940	187	19.9%	
28 松 庵	786	764	772	788	834	840	808	791	754	721	716	693	667	632	580	540	507	462	446	451	454	438	430	428	424	412	412	409	413	410	405	420	431	429	439	466	470	460	840	405	48.2%	
29 浜田山	1111	1156	1169	1254	1240	1197	1171	1154	1098	1028	961	842	811	753	714	691	677	650	683	680	700	690	718	739	751	787	836	895	883	901	906	879	850	797	763	724	699	1254	650	51.8%		
30 富士見丘	944	918	931	909	943	922	888	847	832	771	679	631	600	582	578	559	543	513	519	508	480	456	430	418	401	391	379	377	361	337	350	339	319	308	323	327	312	294	302	944	294	31.1%
31 大 宮	879	895	908	875	953	972	970	935	901	868	794	735	646	615	590	569	530	488	493	495	490	473	444	430	395	389	380	389	386	349	313	291	262	236	218	224	245	272	972	218	22.4%	
32 新 泉	662	642	650	624	648	639	675	670	637	615	554	537	488	445	422	423	438	421	386	392	364	359	318	318	311	278	255	240	238	228	218	216	200	195	187	177	188	179	675	177	26.2%	
33 堀之内	947	964	933	952	967	960	926	878	857	808	765	683	611	577	540	484	464	438	459	435	440	444	412	401	386	376	385	386	390	395	398	418	415	439	429	444	448	446	967	376	38.9%	
34 和 田	1091	1048	1019	1065	1102	1112	1077	1072	991	934	909	662	594	548	535	522	496	491	469	444	427	409	358	326	290	292	285	286	286	283	315	322	332	361	370	429	417	421	1112	283	25.4%	
35 方 南	1008	993	959	1010	1004	984	977	912	856	810	823	755	706	661	632	598	585	569																								

7 杉並区における学校適正配置取組の経緯

平成 15 年 12 月 杉並区立学校適正規模検討委員会答申

「杉並区立学校の望ましい学校規模について」発表

小学校における適正規模は、1 学年 2 ～ 3 学級全校 12 学級以上 18 学級以下とし、中学校における適正規模は 1 学年 3 ～ 4 学級とし、9 学級以上 12 学級以下とする。

平成 16 年 7 月 杉並区立小中学校適正配置基本方針策定

適正配置計画期間は平成 30 年までの 15 年間とし、5 年ごとの年次計画を策定する。

適正規模に係る児童・生徒数は小学校 367 人～550 人

中学校は 301 人～402 人とする。

有識者等による第三者委員会を設置する。

平成 16 年 8 月 杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台(通学区域の変更)策定

平成 16 年 9 月 杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台(学校の統合)策定

若杉小と杉五小の統合(平成 20 年 4 月)

平成 18 年 2 月 杉並区立小中学校第一次適正配置計画(小学校の統合)策定

若杉小と杉五小の統合(平成 20 年 4 月)

旧杉五小校地に平成 20 年度から新校舎建設

平成 20 年 4 月～21 年 3 月の間は旧若杉小に統合校設置

平成 20 年 4 月 杉五小と若杉小の統合校として天沼小学校開校

平成 21 年 2 月 杉並区立小中学校適正配置基本方針改定

平成 25 年度までの間、著しく小規模化した学校を検討対象校とする。

「小中学校適正配置のための再編構想」、「杉並区立小中学校第一次適正配置計画素案(中学校の統合)」、「杉並区立第一次適正配置計画(通学区域の変更)」は廃止する。

平成 22 年 3 月 杉並区小中学校適正配置計画（永福南小学校と永福小学校の統合）策定

永福小と永福南小の統合（平成 25 年 4 月）

現永福小校地を活用

老朽化した体育館は改築する。

平成 22 年 5 月 新泉・和泉地区小中一貫教育校設置計画（新泉小学校・和泉小学校・和泉中学校の統合）策定

新泉小学校、和泉小、和泉中の統合（平成 27 年 4 月）

現和泉小、和泉中の校地を活用し、施設一体型小中一貫教育校を設置

第 1 回永福南小・永福小統合協議会開催

平成 22 年 7 月 第 1 回新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会開催

8 平成24年度杉並区立小中学校規模別分類表

小学校

杉並区立小中学校適正配置基本方針で定める適正規模

学級数	12 ~ 18
児童数	367 ~ 550

児童・生徒数、学級数一覧(24.5.1付)から作成

< 小規模 >		児童数	学級数
1	永福南	72	6
2	杉並第八	139	6
3	新泉	179	7
4	高井戸第四	187	7
5	東田	197	7
6	松ノ木	220	9
7	杉並第三	241	9
8	杉並第四	253	10
9	大宮	271	10
10	済美	275	10

【 適正規模 】		児童数	学級数
1	杉並第七	290	12
2	井荻	290	12
3	富士見丘	302	12
4	杉並第十	306	12
5	杉並第六	310	12
6	杉並第九	322	12
7	和泉	362	13
8	久我山	375	13
9	高井戸第三	386	14
10	天沼	418	14
11	和田	421	15
12	方南	435	16
13	杉並第一	443	15
14	堀ノ内	446	16
15	松庵	460	17
16	永福	463	16
17	三谷	476	18
18	馬橋	479	17
19	桃井第三	502	18
20	高井戸東	514	18
21	桃井第二	521	18
22	八成	522	19

大規模		児童数	学級数
1	杉並第二	562	20
2	西田	563	19
3	高井戸第二	572	19
4	桃井第五	578	20
5	高井戸	589	19
6	桃井第四	598	19
7	沓掛	601	20
8	四宮	679	23
9	荻窪	686	22
10	桃井第一	698	23
11	浜田山	699	24

中学校

杉並区立小中学校適正配置基本方針で定める適正規模

学級数	9 ~ 12
生徒数	301 ~ 402

児童・生徒数、学級数一覧(24.5.1付)から作成

< 小規模 >		生徒数	学級数
1	和泉	87	4
2	高南	119	4
3	大宮	124	5
4	高円寺	147	6
5	松ノ木	178	6
6	阿佐ヶ谷	185	6
7	東原	196	6
8	泉南	201	7
9	荻窪	209	7
10	富士見丘	234	8
11	宮前	248	7
12	中瀬	276	8

【 適正規模 】		生徒数	学級数
1	松 溪	285	9
2	東 田	289	9
3	向 陽	313	10
4	天 沼	317	9
5	杉 森	348	10
6	西 宮	355	11
7	神 明	378	11
8	高井戸	389	11
9	井 荻	405	12
10	井 草	430	12
11	和 田	453	12

大規模	生徒数	学級数
該当なし		

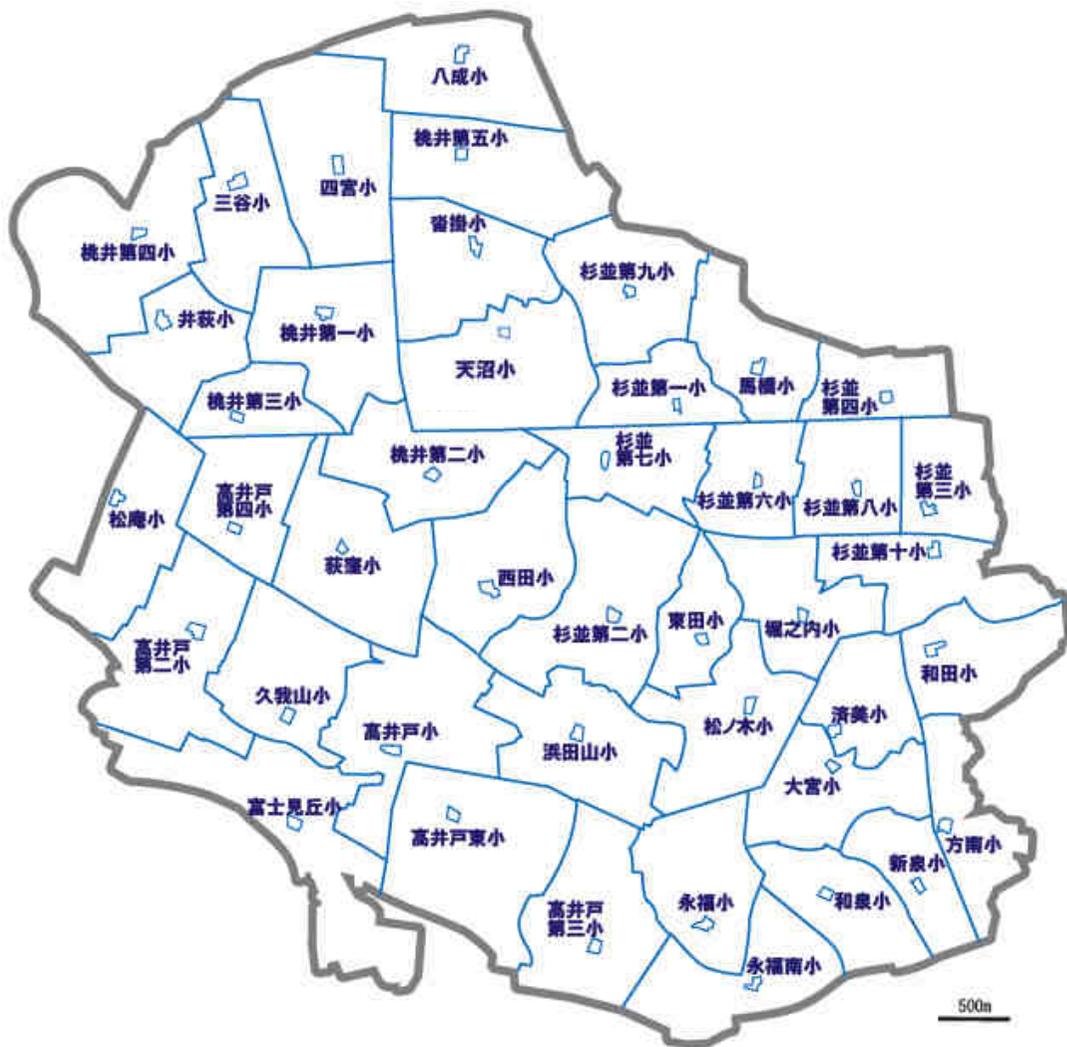
9 建築後50年を迎える学校数（年度別）

学校名 / 平成年度	25年以前	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36年以降	計
小学校	2校	3校	5校	4校	3校	1校	2校	4校	1校	5校	1校	10校	41校
中学校	4校	1校	2校	1校	2校	1校		1校	1校		1校	9校	23校
計	6校	4校	7校	5校	5校	2校	2校	5校	2校	5校	2校	19校	64校
	累計	10校	17校	22校	27校	29校	31校	36校	38校	43校	45校	64校	

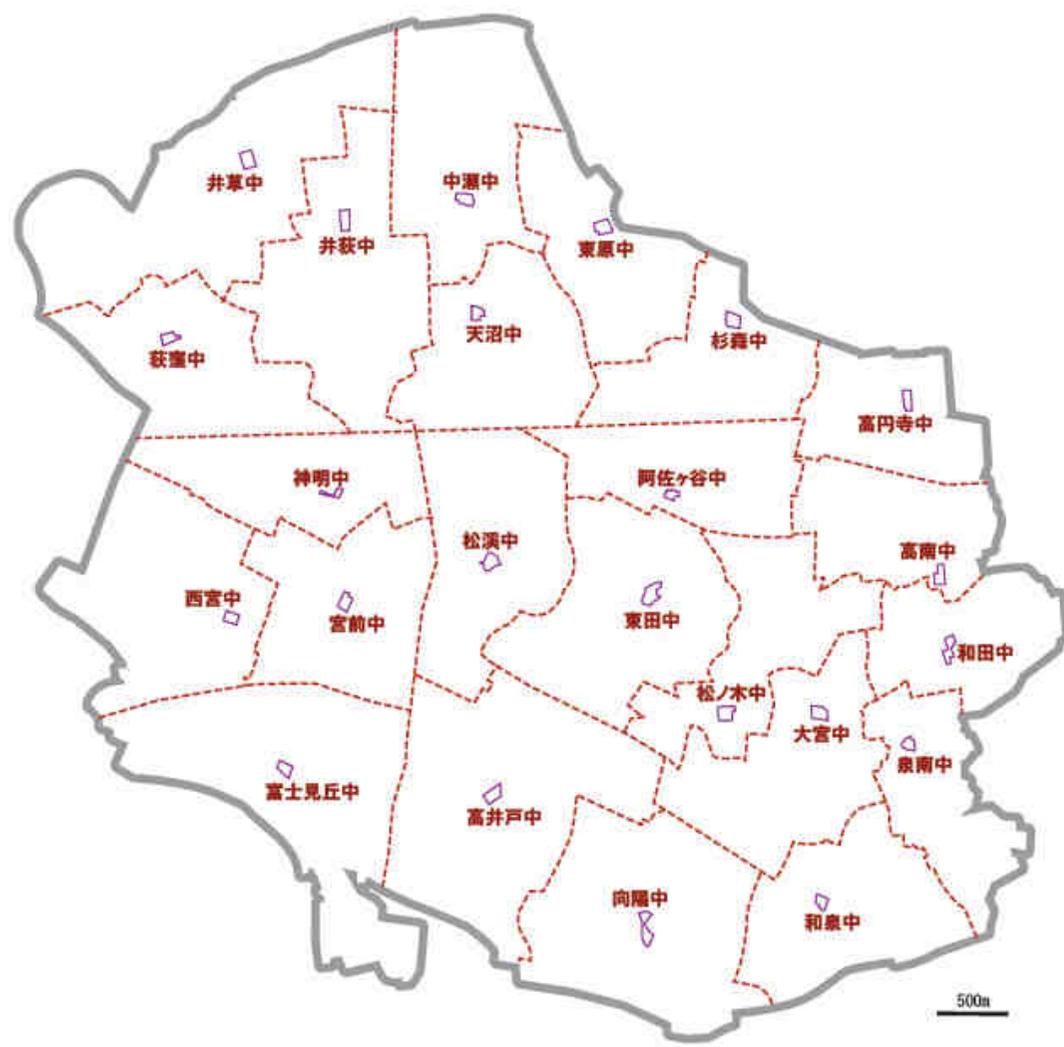
すでに適正配置計画策定済みの学校は上記に含んでいない。

同じ学校でも棟によって建築年度が異なる場合は建築年度が最も古い棟の建築年度でカウントした。

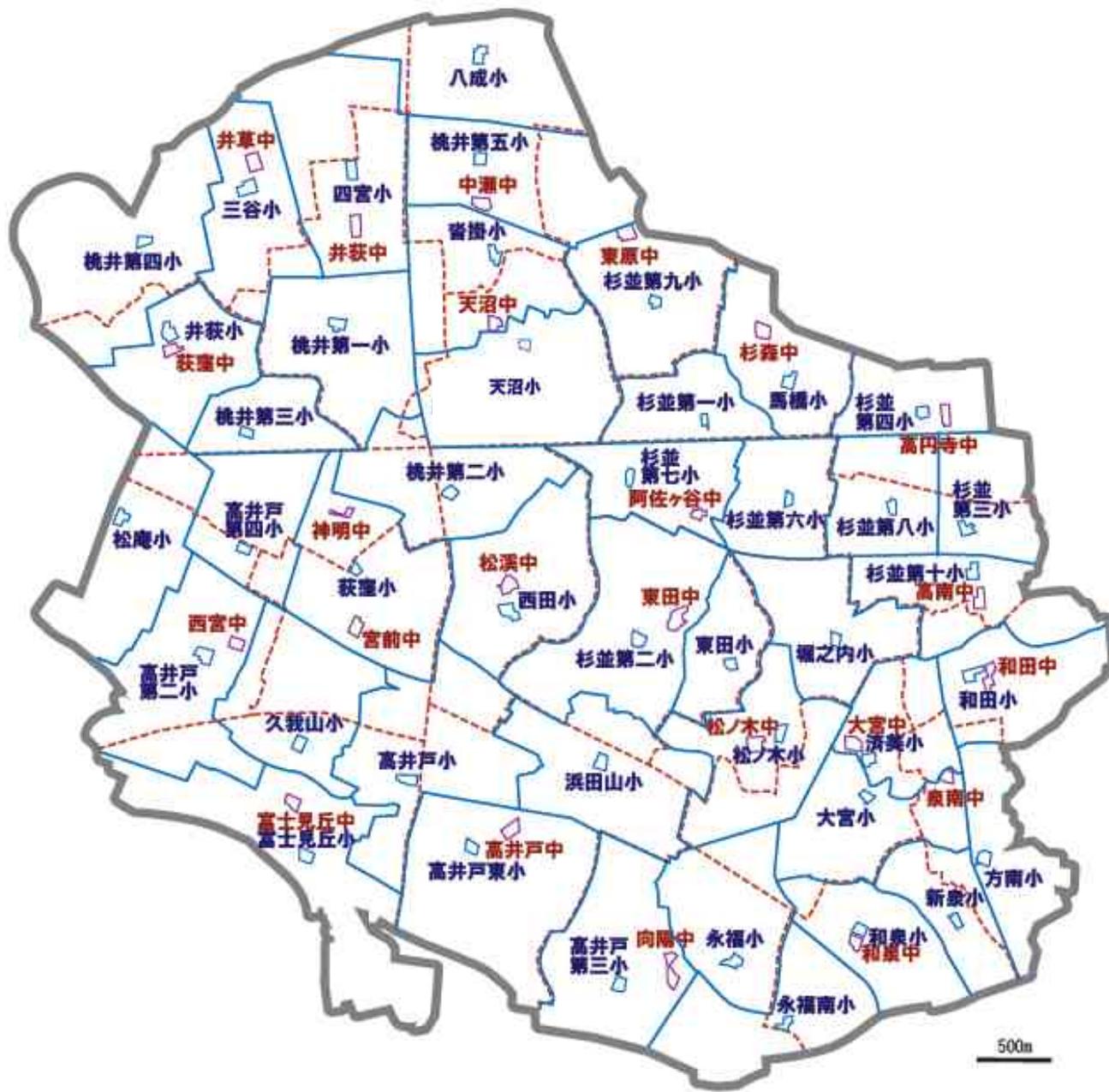
10 杉並区立学校指定通学区域图



小学校指定通学区域图



中学校指定通学区域图



小中学校指定通学区域图

11 杉並区における小中一貫教育取組の経緯

年月日	内容
平成 17 年 1 月	「杉並区教育ビジョン」で「小中一貫教育」を推進していくことを示す。
平成 17～19 年度	「杉並区教育ビジョン推進計画」に基づき、新泉小・和泉小・和泉中において実践研究(第 ステージ)を行い、小学校第 1 学年からの英語科教育、基礎的な学力の定着を図る「基礎の時間」、学ぶ力・生きる力をはぐくむ時間である「学び科」を設置した。
平成 19～21 年度	杉四小、高円寺中において文部科学省委託研究「新教育システム開発プログラム」を実施し、小学校高学年の中学校校舎での学習・生活、小中学校の教員による交流授業、子どもたち交流活動についての研究を行った。
平成 20～21 年度	新泉小・和泉小・和泉中において実践研究(第 ステージ)を行い、教科学習の連続性、生活の連続性についての研究を行った。
平成 20 年 5 月	「小中一貫教育検討会」を設置し、平成 21 年 3 月に「(仮称)小中一貫教育基本構想」を示した。
平成 21 年度	9 月 「杉並区小中一貫教育方針」を策定。 11 月 「小中一貫教育推進委員会」を設置。教育課程、指導体制、学校施設の 3 部会を置く。
平成 22 年度	5 月 「新泉・和泉地区小中一貫教育校設置計画(新泉小学校・和泉小学校・和泉中学校の統合)」を策定。平成 27 年 4 月に区内初の施設一体型小中一貫教育校の開校を予定。 教育課程に小中一貫教育推進にかかわる記述の記載を義務付け、区内全小中学校において、小中一貫教育を推進する。
平成 23 年度	教育課程へ連携校同士の小中一貫教育の基本的な方針の記載を義務付けるとともに、小中一貫教育全体計画を作成する。 各連携校において、年間 1 回以上の連絡会、研修会等を設定するようにした。杉並教育研究会と連携し、10 月の合同研究日を小中一貫教育の各連携校における研究に設定した。

12 学校規模と学校教育、学校運営

		規模別	小規模 (11学級以下)	中規模 (12～24学級)	大規模 (25学級以上)
項目					
教育効果	活気に満ちた雰囲気がある			大規模のほうがより活発が増す	
	活動への参加意識と参加度が高い		中小規模の方がよい		
	児童生徒間の切磋琢磨がある			中規模以上がよい	
	集団の相互作用による思考力の育成が図れる			中規模以上がよい	
	学級内の評価評定が固定的でなく可変的である			中規模以上がよい	
社会性等	学習や運動において競争心が培える			中規模以上がよい	
	個別的な生活指導ができる			大規模の方が可能性が増す	
	一定規模以上の集団の中での情緒安定性が高い		中小規模の方が可能性が増す		
	学級の編成替えができる			中規模以上がよい	
	集団活動を通じて社会性が育成できる			中規模以上がよい	
	自主的態度が育つ			中規模以上がよい	
	進学後、学校生活への適応度が高い			大規模の方が可能性が増す	
健康体力	調整力(敏捷性、柔軟性)に優れている			大規模の方が高い傾向にある	
学校運営	児童生徒が全教員を知ることができる		中規模までであろう		
	校長、教員が全児童生徒を知ることができる		中規模までであろう		
	校長が教職員を管理掌握しやすい		中規模までであろう		
	教員が分掌事務を円滑に遂行しやすい			大規模の方が遂行しやすい	
	教員の年齢別、性別の好ましい構成が得られる			大規模の方が可能性が高い	
	特に小学校において、協力授業や交換授業等の教員組織の改善が図りやすい			中規模以上がよい	
	特に中学校において、全教科にわたって適切な教員の構成が得られる			中規模以上がよい	
	児童生徒数の男女のバランスがよい			中規模以上がよい	

総務庁監察局編『小・中学校を巡る教育行政の現状と課題 義務教育諸学校等に関する行政監察結果から』(1992年)より

13 学校規模によるメリット・デメリット（例）

学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に文部科学省において作成

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【学習面】	児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。	運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。	学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
【生活面】	児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 異学年間の縦の交流が生まれやすい。	クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。	クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
【学校運営面・財政面】	全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 学校が一体となって活動しやすい。	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。	教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。	教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。	子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。	特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
【その他】	保護者や地域社会との連携が図りやすい。	PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

平成 20 年 12 月 2 日

中央教育審議会 初等中等教育分科会 小中学校の設置・運営
の在り方等に関する作業部会第8回資料

14 小中学校教職員定数配当基準表

(平成24年度 教職員定数配当基準表抜粋)

(教科は配当基準に基づく配置例)

小 学 校

学級数	教 員 定 数								事務職員
	校長	副校長	合計	教諭				養護教諭	
				全科	音楽	図工	家庭科		
1	1	1	2	1	1			1	1
2	1	1	3	2	1			1	1
3	1	1	4	3	1			1	1
4	1	1	5	4	1			1	1
5	1	1	6	5	1			1	1
6	1	1	8	6	1	1		1	1
7	1	1	9	7	1	1		1	1
8	1	1	10	8	1	1		1	1
9	1	1	11	9	1	1		1	1
10	1	1	12	10	1	1		1	1
11	1	1	13	11	1	1		1	1
12	1	1	14	12	1	1		1	1
13	1	1	15	13	1	1		1	1
14	1	1	16	14	1	1		1	1
15	1	1	17	15	1	1		1	1
16	1	1	18	16	1	1		1	1
17	1	1	20	17	1	1	1	1	1
18	1	1	21	18	1	1	1	1	1
19	1	1	22	19	1	1	1	1	1
20	1	1	23	20	1	1	1	1	1
21	1	1	24	21	1	1	1	1	1
22	1	1	25	22	1	1	1	1	1
23	1	1	26	23	1	1	1	1	1
24	1	1	27	24	1	1	1	1	1
25	1	1	28	25	1	1	1	1	1
26	1	1	29	26	1	1	1	2	2
27	1	1	30	27	1	1	1	2	2
28	1	1	31	28	1	1	1	2	2
29	1	2	32	29	1	1	1	2	2

11 学級以下は司書資格を持っている教員の配置をしなくてもよい

家庭科専科に当てる講師時数 10 時間の配当あり

21 学級以上は 20 時間を限度として講師時数の配当あり

(平成24年度 教職員定数配当基準表抜粋)

(教科は配当基準に基づく配置例)

中学校

学級数	教 員 定 数														事務職員	
	校長	副校長	合計	教諭										養護教諭		
				国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	技術	家庭	英語			
1	1	1	4												1	1
2	1	1	5												1	1
3	1	1	9	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1
4	1	1	9	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1
5	1	1	9	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1
6	1	1	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	12	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
8	1	1	13	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
9	1	1	14	2	1	2	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1
10	1	1	15	2	1	2	2	1	1	1	2	1	1	2	1	1
11	1	1	16	2	2	2	2	1	1	1	2	1	1	2	1	1
12	1	1	18	3	2	3	2	1	1	1	2	1	1	2	1	1
13	1	1	19	3	2	3	2	1	1	1	2	1	1	3	1	1
14	1	1	20	3	3	3	2	1	1	1	2	1	1	3	1	1
15	1	1	22	4	3	3	3	1	1	1	2	1	1	3	1	1
16	1	1	24	4	3	4	3	1	1	1	2	1	1	4	1	1
17	1	1	25	4	3	4	4	1	1	1	2	1	1	4	1	1
18	1	1	27	5	4	4	4	1	1	1	2	1	1	4	1	1

実際の配置は、校長の経営方針や人事構想に基づいて配置するため、上記の授業時間数による配置例とは異なる。